

# 事業申請にあたっての留意点等

## 1 交付対象事業について

### (1) 「市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業」について

対象：平成 15 年 9 月 1 日以降に合併した市町村区域内に係る事業

なお、合併前であっても合併構想により構想対象市町村に位置づけられた市町村区域内の事業もこの区分の対象とします。また、事業主体は、市町村、公共的団体等のいずれも対象です。

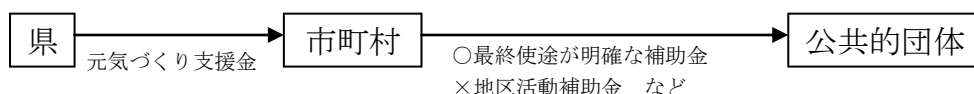
### (2) 「地域協働の推進に関する事業」について

当該事業自体には協働性は認められないものの、結果として地域協働を促すこととなる事業が対象です。なお、「市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業」の同様の事業も対象となります。その他の区分に該当する事業は、事業実施段階で地域（住民）協働が備わっていることが必要です。

### (3) 市町村が公共的団体等を行う間接補助について

最終用途の内容が明確な間接補助事業のみを対象とします。

ただし、元気づくり支援金と同様の主旨で市町村が実施する総合補助事業は対象外とするほか、内容を特定せず枠的に公共的団体等に補助する経費については、対象外となります。（例えば、〇〇地区活動補助金 など）



### (4) 市町村が公共的団体等を行う委託事業について

市町村が公共的団体等に委託する事業も従来どおり対象とします。

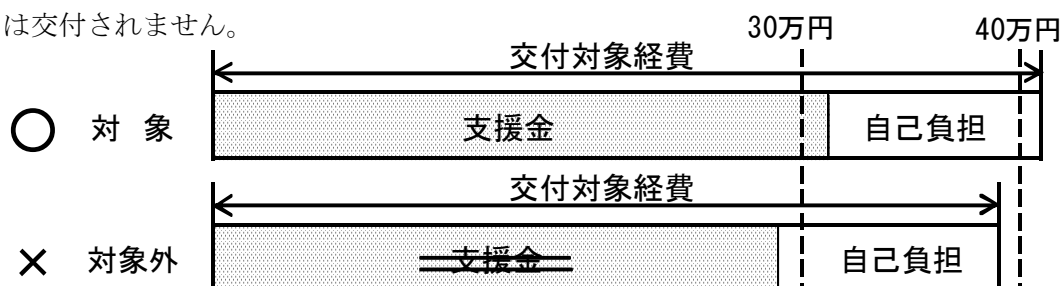
## 2 補助限度額について

支援金の対象事業を補助額 30 万円以上としています。補助額が 30 万円を下回ると支援金の対象外となりますので、計画を立てる際には十分ご注意ください。

また、実績で補助額が 30 万円を下回る場合は、原則として交付決定が取り消しとなりますので、計画を立てる際には事業費をしっかりと見積っていただくとともに、事業実施にあたっては計画に沿って実施するようご留意願います。

なお、交付決定後に補助額が 30 万円を下回る場合は、速やかに、所轄地域振興局へ相談してください。

例：補助率 3 / 4 のソフト事業の場合、事業費（交付対象経費）が 40 万円未満の事業は、支援金は交付されません。



### 3 重点的に推進するテーマの設定について

#### (1) 県全域で重点的に推進するテーマ

平成 31 年度の県全域で重点的に推進するテーマとして、以下の 2 項目を設定し、その推進のため補助率をかさ上げします。

#### <平成 31 年度県全域重点テーマ> (原則テーマ設定から 3 年間)

- ① 信州子どもカフェの推進 (H30～32)  
(高齢者、障がい者なども集える場の創出を伴うものを含む)
- ② 信州 ACE プロジェクトの推進 (H29～31)

#### 【テーマの該当性】

※ 重点テーマに該当するか否か判断するための目安は次のとおり。なお、重点テーマに該当しない場合でも、採択することを妨げるものではない。

区 分	判 断 の 目 安
①信州子ども カフェの推 進 (高齢者、障が い者なども集 える場の創出 を伴うものを 含む) (H30～32)	<p>① 事業目的 帰宅後ひとりで過ごすことが多い子どもに対して、家庭の補完機能を持つ居場所づくりの促進を目的としていること。</p> <p>② 事業内容 ・「学習支援」や「食事提供」を核として「悩み相談」等の複数の機能や役割を持つ居場所づくり（信州子どもカフェ）であること。 ・様々な視点から地域住民等が主体的・自主的に実施する信州子どもカフェを目指した子どもの居場所づくりの促進を図る事業であること。（居場所づくりの担い手育成、居場所に関心のある関係者の学びの場づくりを含む。）</p> <p>③ 事業効果 地域との協働性や地域への広がりなどの効果的な居場所づくりの促進が見込まれること。</p>
②信州 ACE プロジェクトの推進 (H29～31)	<p>① 事業目的 生活習慣病予防に効果のある Action(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)に取り組むことで健康増進を図る県民運動「信州 ACE(エース)プロジェクト」を推進する取組のうち、以下に掲げる取組により、対象者の健康増進を図る。</p> <p>② 事業内容</p> <p>ア 若い世代の食生活の改善 若い世代（高校生、20～30 歳代）の食生活の改善を目的とする、食生活改善推進員等の健康ボランティアや栄養士会などが実施する取組 (市町村と健康ボランティアや栄養士会等との協働事業も可)</p> <p>イ フレイル (※) 予防 地域住民を対象に市町村や NPO が開催する、高齢者のフレイル予防の必要性を理解し、実践するための学習会等 (市町村が実施または委託している介護予防を目的とした事業は対象外) (※ フレイル…加齢とともに筋力や認知機能等が低下し、生活機能障害・要介護状態などの危険性が高くなった状態)</p> <p>ウ 健康経営 商工会、商工会議所、業界団体等が実施主体となって、傘下の中小企業を中心に複数の企業が参加して実施する健康経営の取組</p> <p>エ 健康ポイント (※) 市町村が新たに実施する一定年齢以上の全ての住民を対象とした取組で、以</p>

	<p>下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓地域の農協や商工団体、社協、消防団等、多様な団体と連携すること</li> <li>✓社会参加、地域貢献活動もポイント付与の対象とすること</li> </ul> <p>(※ 健康ポイント…市町村が住民に対して健康づくりの取組を促すため、対象となる取組を行った住民に対してポイントを付与し、貯めたポイントに応じてメリットを提供する事業)</p> <p>③ 事業効果 上記②の取組により、対象者の健康増進効果が期待できること。</p>
--	---

## (2) 地域ごとに重点的に推進するテーマ

県全域で重点的に推進するテーマに加え、地域特有の課題解決に向け、重点テーマを地域ごとにも設定し、その推進のため補助率をかさ上げします。

<平成 31 年度地域重点テーマ>

- ① 広域観光の推進
- ② 地域の特色ある産業の振興
- ③ 移住、定住、若者向けUターン就職の促進
- ④ 伝統芸能の継承
- ⑤ 地域の防災・減災対策の推進
- ⑥ 高等教育機関の知の活用
- ⑦ 地域交通の確保・充実生活の足（地域交通）の確保・充実（H29～31）

### 【テーマの該当性】

※ 重点テーマに該当するか否か判断するための目安は次のとおり。なお、重点テーマに該当しない場合でも、採択することを妨げるものではない。

区 分	判 断 の 目 安
①広域観光の推進	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞在型又は周遊型の広域観光の推進を目的としていること。</li> </ul> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の市町村（団体）で協働して実施する事業であること。</li> </ul> <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単なる魅力発信にとどまらず、滞在・周遊型広域観光の推進が期待できること。</li> </ul>
②地域の特色ある産業の振興	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域の特色ある産業（水引、半生菓子、伝統野菜等）の振興を目的としていること。</li> </ul> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効果が特定の者にとどまることなく、広く地域に及ぶ内容であること。</li> </ul> <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単なる備品等の整備ではなく、新たな販路の開拓・拡大に期待できること。</li> </ul>

<p>③移住・定住、若者向けUターン就職の促進</p>	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住・定住の直接的な支援を目的としていること。</li> </ul> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が取り組む移住・定住施策と連携を図る内容が含まれていること。</li> </ul> <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単なる情報発信にとどまらず、移住・定住支援、若者のUターン就職に対する具体的な効果が期待できること。</li> </ul>
<p>④伝統芸能の継承</p>	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統芸能を継承することを主たる目的としていること。</li> </ul> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の育成等、伝統芸能の継承するための方法が具体的な事業であること。</li> </ul> <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単なる備品等の整備ではなく、保存団体・地域・企業等が一体となって伝統芸能の継承に向けた具体的な効果が期待できること。</li> </ul>
<p>⑤地域の防災 ・減災対策の推進</p>	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災・減災対策の推進を目的としていること。</li> </ul> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の防災・減災意識の醸成や体制づくり等の取組を行う事業であること。</li> </ul> <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災設備や道路の整備等を目的とするのではなく、行政とともに地域住民・団体など多様な主体による取組によって、地域の防災・減災対策の推進が期待できること。</li> </ul>
<p>⑥高等教育機関の知の活用</p>	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育機関（大学、短大、専門学校等）の知の活用による地域の課題解決を目的としていること。</li> </ul> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育機関と市町村又は団体等が連携した事業であること。</li> <li>・かつ当該高等教育機関の学生の参画がある事業であること。</li> </ul> <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内高等教育機関においては、地域における高等教育機関の存在感を高めることが期待できること。</li> <li>・高等教育機関を核とした地域づくりの促進が期待できること。</li> <li>・学生の参画により、地域における世代間交流が促進され、学生にとっての学びの支援になるとともに、地域の活性化が期待できること。</li> </ul>

<p>⑦ 地域交通の確保・充実</p> <p>(H29～31)</p>	<p>① 事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暮らしを支える地域間交通の構築を目的としていること。</li> <li>※地域間交通とは…複数の市町村をまたぐ路線のことをいう。</li> </ul> <p>② 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村間を結ぶ公共交通路線の構築（路線構築後の利用促進等を含む）を図る事業であること。（既存路線の利用促進等は対象外）</li> </ul> <p>③ 事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域基幹病院への通院や通学、大規模商業施設など、地域住民の居住する市町村を越えた移動を効率化することにより、利用者の拡大や利便性の向上が期待できること。</li> </ul>
-------------------------------------	---

#### 4 交付対象経費について

##### (1) 食糧費について

食糧費については、原則対象外としていますが、事業目的に照らして事業実施に不可欠で、かつ必要最小限の食材費については認められる場合がありますので、地域振興局に御相談ください。

対象となる例	・食育事業、郷土料理教室、そば打ち教室の原材料費
対象外となる例	・イベントにおける無料配布、販売の原材料費

##### (2) 人件費について

地域住民の労務の提供に対し支払う謝金は、名称のいかんを問わず、「人件費」に該当するものであり、対象外経費となります。

ただし、例えば、植栽事業において重機作業が必要であり、地域住民の中に重機のオペレーターがいて、作業内容に応じて労務費の積算が適正になされ、個人事業者として請負と同様の形態で事業主体と契約を締結している場合などについては、この限りではありません。

また、草刈りなどの地域住民の協働作業に関して障害保険等を掛ける場合がありますが、人件費同様に対象外経費として扱います。

なお、例えば、子供がノミやのこぎりを使用する「親子ものづくり講座事業」などにおいて、受講者に対する傷害保険等はこの限りではありません。

##### (3) 調査研究や計画作成について

事業効果を直接に生み出さない調査研究や計画作成については、対象外経費とします。

ただし、調査研究や計画作成の結果等と密接な関連付けがあり、事業効果を創出する事業が併せて行われる場合は、この限りではありません。

##### (4) 特定財源の扱いについて

事業の継続性の観点から、自己財源の確保に向けたインセンティブとして、公共的団体等の事業については、対象事業費に事業収入、市町村・民間補助金、負担金等の

特定財源を算入することとしています。なお、市町村事業は、対象経費から特定財源を控除します。

例：事業実施に係る経費 120 万円、補助率 3 / 4 のソフト事業で、20 万円の事業収入がある場合の支援金額の算出

(単位:万円)

	← 交付対象経費 120 →		
公共的 団体等	支援金額 $120 \times 3/4 = 90$	自己 負担	事業収入 20
	← 交付対象経費 100 →		対象外
市町村	支援金額 $100 \times 3/4 = 75$	自己負担 25	事業収入 20

※ 支援金額 = 交付対象経費 × 補助率

## 5 広報表示について

地域住民の皆様に対して、支援金活用事業を幅広く周知するために、支援金により取得（作成）した施設・設備、機材・物品及び印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示していただく必要があります。

なお、広報表示に要する経費については、対象経費に含めることができます。

### (1) 表示内容

表示にあたっては必ず、「長野県 地域発 元気づくり支援金」を入れること。

例：「平成〇年度 長野県地域発元気づくり支援金により整備しました。」

「長野県地域発元気づくり支援金活用事業」

### (2) 表示にあたっての注意事項

- ① 原則、ペイントする等、取りはずし等が容易にできない方法で表示すること。  
ただし、表示物が多い場合等必要に応じ、ラベルライターのシール等も可能とする。
- ② 表示する場所は、表示効果が十分認められるところとする。
- ③ 表示の大きさは、視認でき、表示効果が認められる大きさとする。
- ④ 実績報告書には、広報表示がわかるように撮影された写真を添付すること。

### (3) 表示の具体例

事業例	表示方法等
公園、花壇、遊歩道等	立て看板等に表示
草刈り機、薪割り機、工具等の機材等	見える場所に表示（工具箱等でも可）
パンフレット、冊子等の印刷物	表紙や裏表紙等の余白に表示
シンポジウム、講習会等の催事	プログラムやタイトル看板等に表示

## 6 会計処理

元気づくり支援金は皆様の貴重な税金をもとに実施している補助金であり、事業の実施には適正な執行が求められており、かつ、そのチェックが必要不可欠です。

つきましては、より適正な執行管理を進めていくため、次の事項を遵守してください。

### (1) 会計責任者について

支援金交付申請書（別記様式第3号）については、下記専用口座に係る内容の記載と併せて、会計責任者を明記してください。（団体の規模等に応じて、代表者と会計責任者が兼務となることもやむを得ないものとして取り扱います。）

### (2) 専用口座の開設について

団体の通常の活動経費と支援金活用事業の経費つきましても、明確に分けて管理をしていただく必要があることから、地域づくり団体等の公共的団体にあつては、支援金活用事業に係る専用の口座を開設してください。

支援金は事業実施後にこの口座に振り込まれますが、事業にかかる自己資金（メンバーの立て替え含む）の管理も、可能な限りこの口座を利用してください。

### (3) 補助簿の作成について

会計関係書類の不備を防ぐため、収入支出の明細等を記録した補助簿を作成してください。記録した内容については、必ず代表者、会計責任者以外の者が確認するようにしてください。

補助簿は、参考様式（79、80頁参照）を可能な限り活用してください。なお、詳細版を活用して整理しておくこと、実績報告の作成が簡便になります。

また、領収書等の証拠書類は補助簿の番号と合わせてA4版の台紙に貼付して、整理してください。

※支援金の算出にあたり、特定財源となる収入額を確認する必要があるため、補助簿等には事業に係る収入も記載してください。

### (4) 契約方法について

補助金交付要綱では、契約は原則競争入札としていますが、独自の会計規程を持たない公共的団体等については、県の財務規則に準じて、次のとおり行ってください。

2万円未満	見積不要
10万円未満	1者見積
10万円以上	複数見積

## 7 その他

### (1) 国・県等の助成制度との重複受給の禁止

地域発元気づくり支援金交付要綱第3の2（交付対象外事業）に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても取り消しとなります。事業計画申請段階から重複申請とならないようご留意願います。

なお、市町村の補助や民間の助成（例：「長野県みらいベース」の助成）については、支援金と併せて受けられますが、その額によっては、支援金額の算出に影響する場合

がありますので、ご注意ください。

## (2) 事業によって建設した建築物の登記について

事業によって、登記すべき建物を建築した場合、表示及び所有権保存の登記を行ってください。また、このような事業の場合、申請団体が登記の主体となり得るか、申請の際に確認させていただきます。

## (3) 物品等の管理について

支援金により購入した消耗品については、通常の活動において使用が可能な物等については明確に分けて管理をしていただく必要があります。事業終了後の残分につきましては、別の用途として適宜使用することも可能ですが、計画的に購入するなど、大量に余ることのないようにご注意ください。

また、支援金により購入した備品については、事業実施年度以降についても、事業の趣旨に沿った適正な使用や管理をしていただく必要があります。

## (4) 事業の進捗管理について

支援金は、単年度の事業であることから、事業は年度内に完了していただく必要があります。

このため、定期的に事業の進捗管理を行い、計画変更が生じる場合は速やかに地域振興局長の承認を受けるようにしてください。

適正な支出であることが、証拠書類から確認できない場合や不備がある場合には、補助を受けられない場合がありますので証拠書類等の管理には十分ご注意ください。

支援金支払い後においても、必要に応じて帳簿等の証拠書類や備品の管理等について確認をさせていただきます場合があります。証拠書類については、事業実施年度の翌年度から5年間整理保存してください。

事業の目的に反して使用された経費等が確認された場合、支援金を返還していただくことがありますのでご留意願います。